

本日討議いただきたい事項

近年、分散型台帳技術（DLT）等の分散型金融技術を活用し、例えば、ステーブルコインや、分散型金融（DeFi）と称される金融サービス等が登場している。

分散型金融技術を利用した金融サービスについては、金融サービスの多様性の増大や金融サービス提供者の信用リスクの軽減等、金融システムの安定に寄与し得るとの指摘がある。また、一定の条件を前提に取引や契約を自動的に執行するスマートコントラクトの利用により、同時取引を自動処理することが可能となる等のメリットも指摘されている。

一方、金融規制監督当局者間の議論においては、分散型金融技術等を利用した金融サービスに係る金融規制・監督上の課題として、以下のような指摘がある。

- ・ 匿名化により、実効的な本人確認（KYC）が確保されず、資金の流れが不透明化するため、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあること
- ・ 分散化により、規制対象者が不明確になるため、仲介者を対象とする従来の金融規制の適用や執行が困難となるおそれがあること
- ・ 台帳上の取引の修正等が困難であり利用者保護を確保できないおそれがあること 等

特に、ステーブルコインは、仲介業者を通さない P2P 取引によるマネー・ローンダリング等のリスクや、既存の規制対象行為と経済的に類似する機能を既存の規制で補足できずリスクに適切に対処できないおそれ等が指摘されている。こうした課題に加え、金融システムの安定性に与える影響を踏まえ、グローバル・ステーブルコインについては、金融安定理事会（FSB）により、「同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する（same business, same risk, same rules）」との原則に基づき、包括的なガバナンスフレームワークや頑健なシステムの構築、利用者の払戻しの権利の法的明確性の確保等の 10 の勧告が公表されている。

また、決済や証券分野における金融市場インフラ（FMI）については、FMI 原則により、説明責任の所在を明確にするガバナンスのフレームワーク、責任主体・決済のファイナリティの時点の明確化等が重要であると指摘されている。

（１）こうした状況を踏まえ、分散型金融技術等を利用した金融サービスのメリット（金融サービス提供者・利用者）や考えられるユースケース、そのリスクや金融規制・監督上の課題について、どのように考えるか。

（２）ステーブルコインについては、広く普及する可能性が高く、一般的な暗号資産よりもマネー・ローンダリング等を含めた金融システムに与える影響が大きいと考えられることから、サービス開始前にリスクに対処することが必要との指摘があるが、こうした考え方についてどのように考えるか。

- (3) 国際的にも共有されている「同じビジネス、同じリスクには同じルールを適用する」との金融規制・監督上のアプローチに基づいて、金融規制・監督上の課題を検討するに当たって、留意すべき点はあるか。
- (4) 技術者コミュニティとの対話等により、当局が金融機関を規制するという従来の枠組みを補完するアプローチについて、どのように考えるか。
- (5) 上記の他に、分散型金融技術等を利用した金融サービスに関する検討を進めていく上で留意すべき点はあるか。

(以上)